

## 無償化に関するQA

	質問	回答
1	無償化となる対象者を教えてください	お子様を3人以上扶養していて、年齢順に上から数えて、3番目以降の子が松戸市立中学校に在籍し、給食を喫食している場合が対象となります。
2	無償化になるために申請が必要ですか	第3子以降の無償化を受ける場合は、申請が必要です。
3	私立学校や県立学校に通う児童生徒も無償化になりますか	松戸市立中学校の児童生徒を対象としているため、私立学校や県立学校に通っている場合は対象となりません。

## 弁当持参に関するQA

	質問	回答
1	アレルギーや宗教上の理由等で給食を食べられない場合、補助はありますか	松戸市立中学校に在籍し、弁当等を持参する生徒へ扶養の順番に応じた金額を給付しますので、弁当支援の申請をしてください。
2	弁当等持参者に対する補助は申請が必要ですか	補助金給付となるため、申請が必要です。松戸市オンライン申請システムの弁当等持参支援より、申請してください。※オンライン申請が初めての方は、利用登録が必要です。
3	「ふれあい学級」や「ほっとステーション」に通っている場合、弁当等支援の対象となりますか。	松戸市立中学校に在籍し、市が設置している「ふれあい学級」や「ほっとステーション」に通っている場合は、弁当等支援の対象となります。 ※ひと月すべて給食を停止している場合は、「昼食費支援事業」の対象になり得ますので、概要を確認ください。
4	長期欠席者は弁当等支援の対象となりますか。	弁当等支援事業は、市が設置している施設に通っている生徒を対象としているため、不登校等で自宅にいる場合は対象外です。 ただし、長期欠席者に対する昼食費支援事業が対象となり得ますので、概要をご覧いただき、対象となる場合は、ご申請ください。
5	私立学校や県立学校・フリースクールに通っている子は弁当等支援の対象となりますか。	弁当等支援事業は、市が設置している施設に通っている生徒を対象としているため、私立学校や県立学校・フリースクールに通っている場合は対象外です。
6	すでに生活保護・就学援助の認定を受けていますが、弁当等持参者支援の対象となりますか。	生活保護・就学援助等により、弁当等の支援を受けていない場合は対象となります。
7	弁当等持参者支援の申請期限を過ぎても対象となりますか。	保護者様の口座へ支給するために準備を要するため、申請期限までに申請ください。
8	弁当等持参者支援の補助金の給付内容について教えてください。	給食実施日に弁当持参した場合、給食費の1食単価を掛け合わせた給食費相当額(牛乳を飲まない場合は牛乳代を掛け合わせた額)を給付します。(欠席した日は除きます)。

## 長期欠席等の昼食費支援に関するQA

	質問	回答
1	世帯に「弁当等持参者への支援」の対象となる子がいて、本支援の対象となる場合、「松戸市立学校の弁当支援」と「昼食費支援事業」の両方申請が必要ですか。	別々の支援事業になるため、お手数ですがそれぞれご申請をお願いします。
2	長期欠席で給食を停止するが、届出はいつどこに提出すればよいですか。	提出先は学校です。原則、給食を停止したい日の4日以上前に提出をお願いします。
3	ひと月以上連続して学校を欠席しているが、学校に行く日もあり、給食を停止していません。本支援の対象となりますか。	給食を停止していない場合、給食提供のための食材を発注し、給食費が発生するため、本支援の対象外となります。
4	アレルギーがあるため、給食を停止しています。欠席する日もあるが、おおむね出席しており、出席日は弁当を持参しております。この場合、本支援の対象ですか。	本支援の対象は、ひと月すべて欠席し、給食を停止している場合となるため、対象外となります。弁当持参日は弁当支援の対象となり得ますので、支援内容を確認ください。
5	ふれあい学級やほっとステーションに通学することがあるが、本支援の対象となりますか。	本支援は、ひと月以上すべて欠席し、給食を停止していることが条件であるため、条件に合致する場合は、申請ください。
6	給食を停止し、病院に入院している場合、支援の対象となりますか。	病院に入院している児童生徒は、子ども医療費助成制度による支援があるため、対象外となります。